

別表（第2条関係）

補助事業名	産科医等確保支援事業		
補助事業の目的	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。		
補助事業の対象となる者	産科医等に対し分娩手当等を支給する産科医療機関等		
補助事業の対象となる経費	分娩を取り扱った産科医等に対し支給する分娩手当等		
補助率	1 / 5以内		
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">10,000円×分娩取扱件数</td> </tr> </table>	基準額	10,000円×分娩取扱件数
基準額	10,000円×分娩取扱件数		
適用除外する条項	_____		
その他の事項	第14条の規定にかかわらず、地方公共団体に対し精算額を交付するものについては補助金請求書を省略することができる。		

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書 (様式 1 - 1) 所要額調書 (様式 1 - 2) ※補助金交付申請書 別記省略 (指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 1 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更 2 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの (軽微な事業内容の変更) 事業計画の細部を変更する場合 (添付書類) 交付申請時の添付書類に準じる。 (指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) _____
第 1 1 条	(添付書類) 実績報告書 (様式 2 - 1) 所要額精算書 (様式 2 - 2) 分娩手当支給実績一覧 (様式 2 - 3) ※補助事業実績報告書 別記省略 (指定期日) 事業完了後 30 日以内 (第 7 条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から 30 日以内) 又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) _____